

別紙標準様式（第7条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	令和6年度 第1回 枚方市社会福祉審議会（本審）
開 催 日 時	令和6年5月13日（月） 15時 00分から 16時 30分まで
開 催 場 所	枚方市役所 第3・第4委員会室
出 席 者	〔対面〕 所めぐみ委員長、福間眞智子副委員長、安藤和彦委員、恵阪順三委員、川北典子委員、佐藤嘉枝委員、橋本有理子委員、日野裕委員、藤本良知委員、古満園美委員、安田雄太郎委員 〔Web〕 原啓一郎委員
欠 席 者	石田慎二委員、鵜浦直子委員、大西雅裕委員、小山隆委員、前田崇博委員、三田優子委員、山田誠委員
案 件 名	1. 専門分科会の委員指名について 2. その他 （1）まるっとこどもセンターについて （2）孤独・孤立対策について
提出された資料等の名	資料1：専門分科会指名等委員一覧 資料2：まるっとこどもセンター（こども家庭センター）について 資料3：孤独・孤立対策の推進に向けた取り組みについて 参考資料1：枚方市社会福祉審議会（本審）におけるご意見に対する市の考えについて
決 定 事 項	報告のみ
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	公開
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公開
傍 聴 者 の 数	2名
所 管 部 署 （ 事 務 局 ）	健康福祉部 健康福祉政策課

審 議 内 容	
発言者	発言の要旨
委員長	<p>定刻になりましたので、ただ今から令和6年度第1回枚方市社会福祉審議会を開催いたします。</p> <p>早速ではございますが、開催にあたり、小山副市長よりごあいさつをお受けします。</p>
副市長	<p>【副市長 挨拶】</p>
事務局	<p>小山副市長におかれましては、他の公務が重なっているため、ここで退席させていただきます。</p>
委員長	<p>それでは、令和6年度の市の機構改革や人事異動に伴う事務局職員の紹介を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>【事務局員紹介】</p>
委員長	<p>それでは、本日の審議会の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>ただ今の出席委員は12人です。委員定数19人のうち、2分の1以上の出席をいただいておりますので、枚方市社会福祉審議会条例第7条第3項の規定により、審議会は成立していることをご報告いたします。</p>
委員長	<p>次に、本日の傍聴者について事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>傍聴者数は2名となっています。</p>
委員長	<p>案件に移る前に、前回の本審議会でお出されたご意見について、事務局より報告があるようですので、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>【事務局報告（参考資料1）】</p>
委員長	<p>ただ今の事務局からの報告について、何かご質問等ございますでしょうか。</p>

委員	<p>二点確認ですが、今回の資料には令和4年度の実相談件数 301 件とあるのですが、前回の本審議会で示された成年後見制度の資料 12 ページでは令和4年度 594 件と記されていたと思います。これは 301 件の方が正しいのでしょうか。</p> <p>二点目が相談経路に関して、令和5年度第2回の会議録でも「家族から」「支援関係者から」と示されていたのですが、できればこちらにも書いていただければより分かりやすいと思うので、今後相談経路に関しても、報告をお願いできればと思います。</p>
事務局	<p>一点目について、594 件は述べ件数となっております、今回お示ししました 301 件は、実人数として表記させていただいております、相談の実人数が 301 名の方あったというご報告です。</p> <p>二点目の相談経路については、次回以降のご報告の際に参考にさせていただきます。</p>
委員長	<p>その他ご質問等がなければ、案件に移りたいと思います。</p> <p>案件1『専門分科会の委員指名について』、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【案件1 事務局説明（資料1）】</p>
委員長	<p>委員の指名につきましては、ただ今の事務局の説明のとおり、委員の退任に伴い委嘱をされたもの、または、審査部会での審議においても必要であることから、ただ今の報告のとおり指名をさせていただきました。</p> <p>それでは、次の案件に移ります。</p> <p>案件2の(1)『その他 まるっとこどもセンター』について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【案件2(1) 事務局説明（資料2）】</p>
委員長	<p>ただ今、案件2の(1)について事務局より報告がありました が、何かご質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>大阪府の児童相談所である子ども家庭センターとの役割の違いを説明してください。</p>
事務局	<p>大阪府の子ども家庭センターは、大阪府が設置します児童相談所等の統一的名称で、児童福祉法第12条に基づき子どもに関するあらゆる問</p>

	<p>題について、家庭やその他の相談に応じて子どもを児童福祉施設に入所させたり、あるいは里親等に委託を行い、その健全な育成を図ります。必要な場合には一時的に保護し、子どもの緊急保護、行動観察、短期治療を行う機関でございます。また、中学卒業後からおおむね 25 歳までの方を対象とした相談窓口を設けられております。さらにDV防止法の配偶者防止相談支援センターとして、配偶者からの暴力についての相談支援も行われております。</p> <p>子ども家庭センターにつきましては、令和4年度の改正児童福祉法において設置に努めるとされたもので、子育て世帯包括支援センターの母子保健機能と子ども家庭総合支援拠点の児童福祉機能が一体となった相談機関を指すものです。</p>
委員	<p>資料2の3ページの参考の図ですが、「令和6年4月～移転まで」と「移転後（令和6年9月17日以降）」とありますが、まるっとこどもセンターが全部ステーションヒル枚方に移るのでしょうか。</p> <p>それとも保健センター、北部支所、サンプラザ3号館が残された状態で実施されるのでしょうか。</p>
事務局	<p>すべての機能がステーションヒル枚方の方に移転し、職員全員がステーションヒルに集まることとなります。</p> <p>ただ、乳幼児健診の事後指導の中で、週に1回程度通っていただいている保育を提供している親子教室につきましては、保健センターの別館に保育室がございますので、このまま残します。</p> <p>それ以外につきましては執務室をすべて一緒にして、専門職すべてが一同にステーションヒル6階に会し、それぞれ連携をしながら支援をしていくこととなります。</p>
委員	<p>資料2は、文書がたくさん書かれているのですが、実際に役立たせようと、当該の人達にわかりやすくできるかどうかの問題なのかなと気になりました。</p> <p>もう一つは4月からまるっとこどもセンターはスタートし、移転した時にはこうなる、というのはわかるのですが、9月17日から一斉にスタートする形の方が分かりやすいかなと思います。予算等の関係があるのかもしれませんが、そのあたりはいかがですか。</p> <p>それと、ステーションヒル枚方に集約するという点と、距離的に問題があるから4つに分けてやる点、というように伺ったのですが、それはどういった役割があるのかが分かりにくいので教えてください。</p>

事務局	<p>一点目については、ご指摘頂いたとおり、まるっとこどもセンターで子どもに関する相談ができるということを分かって頂けるよう、様々な場を通じてPRをしながら、利用いただける施設となるよう努めてまいります。</p> <p>スタートの時期についてですが、4月1日からセンターの運営が始まっており、今は場所が離れておりますが、移転の9月17日に備えて職員が連携を開始しているところでございます。しっかり取り組んでこの連携ができているということを市民の方にも感じていただけるような組織にしていきたいと思っております。</p> <p>また、センターは、地域を中部・北部・南部・東部の4つに分けて事業を取り組むところと、地域の相談を中心に取り組むところとして、機能を分けている部分がございます。母子保健も児童福祉も同じエリアを担当して、同じセンター内で、各エリアの担当がしっかりと連携を図ってまいります。</p>
委員	<p>まるっとこどもセンターという名前を考えていただいており、良いセンターができればと思います。市民の方には十分周知をして頂いて活用されることを望みますので、よろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほかにご質問等がなければ、案件2の(2)『その他 孤独・孤立対策』について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">【案件2(2)事務局説明(資料3)】</p>
委員長	<p>ただ今、案件2の(2)について事務局より報告がありましたが、何かご質問等ございますでしょうか。</p>
委員	<p>孤独・孤立対策推進本部と幹事会の構成を教えてください。</p> <p>また、孤独・孤立対策地域協議会の構成について、すでに案が決まっていれば教えていただきたいです。</p>
事務局	<p>孤独・孤立対策推進本部につきましては、市長以下全理事者および部長全員を対象とし、幹事会につきましては、各部の総務を担当する課をメンバーとしております。</p> <p>地域協議会は、今後設置に向けて検討していくこととなりますが、案としましては、枚方市において、令和4年度から重層的支援体制整備事業を実施しており、その中で重層的支援会議を実施しております。いわゆる生活困窮、介護、障害、子どもなどの各分野においては</p>

	<p>解決が困難な事案に対して、各分野から関係機関、相談歴が長い相談員を選出してもらい、その事案に対して支援方針や役割分担を決めるという会議ですが、孤独・孤立の課題につきましても、その機能を活用した取り組みを行うことが可能ではないかと考えております。</p>
<p>委員</p>	<p>今は、隣の人は何をしているのか分からないような世間というか、自分のところだけで独自に生きているような社会になりつつある中で、地域との連携は非常に大事なことと思います。独居高齢者と若い世代での孤独・孤立の状況はまた違うと思うのですが、対象はどうなるのでしょうか。まとめて孤独・孤立ということを対応することになるのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>孤独・孤立の状態にある例として、一番に引き合いに出されるのが、今言われたように独居の高齢者、もしくはひきこもり状態にある方なのですが、それ以外では、メンタルヘルスに問題がある方や、妊娠・出産期の女性、子育て期の親、一人親、DV被害者、不登校児童など、様々な方が対象になってくるかと思います。</p> <p>ただ、孤独・孤立の状態の定義というのは、心身に有害な影響を受けている状態とされているのですが、孤独・孤立そのものについて明確な定義というのが法律でも設定されておらず、これは例えば、今言われた独居高齢者、引きこもり状態の人などと、定義してしまうことで施策の対象からこぼれてしまうということを防ぐという意味もあると言われてしています。</p>
<p>委員</p>	<p>その意味もよくわかるのですが、いろんなケースによって全然違うと思っており、そのあたりもまとめて検討できるのでしょうか。</p> <p>もう1点は、孤立・孤独は大事なテーマですが、平常時では問題ないと思うのですが、例えば災害時になったら隣は何をしているかもわからない、隣に誰が住んでいるかもわからないというような状況になったら困ると思います。そういうことに関して、地域連携が大事だと思うので、そのあたりも進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>対象によって当然対応が違ってくということも考えられますので、その点も今後は推進本部と幹事会で協議を行い、どう進めていくのか検討していくものと考えております。</p> <p>災害時の話もありましたが、当然そういったことも想定していかないといけないと考えております。</p>

<p>委員</p>	<p>意見ですが、私はケアマネジャーとして、日ごろからいろんな方を対応させていただいています。今、働いているのが東部地域になるのですが、2年前から「介護者家族の会」の団体がなくなり、活動がなくなったということで、一つの地域包括支援センターが試験的に支援活動を始めていただいて、今年で3年目に入りますが、年2回やっていただいております、開催する度に参加者が増え、毎回来られている方も増えています。昨年11月の段階でも20名近くの方が参加して下さるようになっていました。介護者が孤独であったり、非常に不安を抱えておられ、だいたい2時間程いろんな話をされますが、1時間のフリートークでは足りないくらいの時間になっています。ただ、これをある地域包括支援センターと私たち有志でやっているのですが、結構大変でして、どこかで担い手を作っていきたいのですが、なかなか事務局として担い手になっていただける方がつくれない。これをやっていただけると非常にありがたいと思うのですが、あらゆる分野のあらゆる方に対して、手を差し伸べられる担い手をつくるというのは、すごく大変だろうという実感を非常に持っています。</p> <p>さきほど委員からも質問があった、孤独・孤立対策推進本部と幹事会の組織は、市役所の上の人達で組織されるような話をしている、その組織が担い手になるのかという実感がもうひとつ湧かない。あらゆる立場の生活の中で孤独を感じてらっしゃる方を拾い上げて、その現場で話をさせていただくという担い手をまずつくるというシステムを構築していただけるとケアマネジャーも助かるし、あらゆる分野でもっと助けてあげたいのに自分たちの力ではやっぱりやりきれないと思う人が助かると思いましたので、一つの意見として良いチームづくりをしていただけたらと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>実際の現場ではどういう状況かというご発言をいただきましたけれども、国の新しい施策が動いていくときに、具体的にどのような動きをされているのかというところを本審でご報告いただいているのですが、実はすでに取り組んでいらっしゃることも多々あるわけで、新しい制度を活用してより良く機能するようにするというところがすごく大事だと思います。</p> <p>そういうところでは、いろいろな層での検討、集約が必要かなと思いますし、孤立って先ほどのご説明にもありましたように、主観的に感じる孤独とあえて分ける時、客観的にみる、客観的に定義することなんですね。見えにくかったりするものをいかに見えやすくするか、というところでもあるのですが、そこは普段地域の中で関わっていらっしゃる、地域で活動されている方々、それから</p>

専門職の方、当事者の方が、どういう状況か、問題だけではなく、「こういう感じでやっている」とか、そこから枚方でより良くできる、機能させられるということもあると思いますので、今のご意見のように状況などを交換できると良いと思います。

私は、地域福祉の分科会を担当しているのですが、孤独・孤立は地域福祉の中でも非常に重要な取り組み課題だと思っておりますけれども、一方で先ほどのまるっとこどもセンターのように包括的に取り組むというところも重なる部分がありまして、色々な人たちの力を合わせていくという全市的な取り組みと、アウトリーチによって対象者へ支援を届けられるかということをより進めていくための施策的な明確化された後ろ盾として活用できるのではないかなと思います。

その他、いかがでしょうか。

委員

質問ではございませんが、私たち民生委員の役目として、地域の中の一番根っここのところにおいて、地域の住民に一番身近で寄り添える立場で、高齢者の方だったら見守り・訪問ということがあります。これは向こうから要望があるということで、まだ動きやすいことがあります。でも、その高齢者世帯で2人いらして、どちらかが亡くなられたときに、引きこもってしまう、今まで出てたのに2年3年となかなか家から出られない方もいらっしゃる。それを私達はそれではだめだよ、と家から出そうとする、そういう役割です。

見守りは毎日行けませんので、その1週間2週間の間で、孤独死・孤立死する方も出てきています。そういうときにご近所のつながり、また民生委員としての自治会とのつながりが本当に大事なことになって、情報がいち早く来たら、私たちも動いて関係機関より緊急の連絡先、ご家族などに連絡していち早く命を救うことも多くあります。自分が寂しい、独りぼっちだという気持ちになることもだんだん多くなっていると思います。高齢者世帯が増えているので、お子さんたちに普段の寂しさとかをおっしゃればいいんですけど、子たちは子たちで離れて忙しい、心配をかけたくない、と思いながら自分で抱え込んでいるというような世帯も結構いらっしゃいます。

そういうところなるべく少なくなるように、私たちも見守っていかなければならないと思っていますし、またお子さんが生まれて育てるわけですが、核家族化になってきていますので、すぐご相談できる兄弟やご両親が近くにいないくて、それを気安く相談してくれたらいいんですけど、それを家で悩んでいる方も多いです。そのために地域で子育てサロンや、民生委員でも子育てサロンを開催しながら、そこでなるべくお母さん方の情報交換を主にして、「みんなこういうことで悩

	<p>んでいるんだ」「私こんなしょうもないことで悩んでたんだな」ということの安堵感をここでいっぱい広げてほしいな、ということで私たちは頑張って地域支援をさせていただいております。お母さん方も子育てサロンでは、子どもたちがまだ小さいので、子どもがどれだけ仲良くなれるかというよりも、お母さん同士が早く仲良くなって、保育園、幼稚園、小学校へ上がるまでに顔なじみができていたら心強いんじゃないかということで各地域が頑張っってそういった支援を立ち上げています。民生委員は、定数を下回り、500人足らずで、なかなか一生懸命動いても手が足りない状態になっておりますので、こういうことを立ち上げていただいたら助かるし、心強いなと思いますので頑張っっていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。</p>
<p>委員</p>	<p>その他案件のような内容になるのですが、前回の本審でご説明いただいた、成年後見制度利用促進計画について、これまではこの本審が策定にかかわる位置づけでしたが、地域福祉専門分科会へ移行されるという報告がありました。成年後見の相談等は、障害福祉や介護保険の事業者が関わるのが非常に多いと思いますが、この本審に比べると地域福祉専門分科会は障害福祉分野の委員が少ないと思うので、障害福祉分野の意見を反映する仕組みが必要ではないかと思ひます。具体的には、障害福祉専門分科会等でもこの利用促進計画の案をお示しいただいて議論するような形であるとか、何か意見を反映するような仕組みをご検討いただけないか。</p>
<p>事務局</p>	<p>以前は審査する部会がなく、策定した当初はこの本審で審査するということでしたが、今後につきましては、策定した当初から予定されていた通り、地域福祉計画に包含するというこゝで、基本的には地域福祉専門分科会で審査していただくこととなります。それぞれの団体からのご意見というのは、本審等を通じて対応はしていきたいと思ひますが、基本的には地域福祉専門分科会において審議していくことになっておりますので、ご理解をいただけたらと思ひます。</p>
<p>委員</p>	<p>最初の成年後見制度利用促進計画を策定するにあたって、障害福祉専門分科会でも報告と意見を求める場があったので、各分科会等でも何か意見を出せるような場、それは決定されてからではなくて、策定の過程でそういう場があればありがたいという要望です。</p>
<p>事務局</p>	<p>ありがとうございます。 ただ、そうするとすべての分科会で報告をしていくということにな</p>

<p>委員長</p>	<p>りますので、できましたら市民意見聴取などの場でご意見を頂けたらと思います。頂いた意見に関しては、なるべく共有等はしたいと思いますが、基本的には市のホームページなどでもその都度公開は致しますので、ご意見をいただけたらと思います。</p> <p>返答にありましたように、市民の意見徴収を含め、意見の反映に取り組まれるということです。地域福祉計画は各部署の計画の上位計画の位置づけなので、関連してくることがあります。委員からのご発言にありましたように、前回の本審のときにも、成年後見を含むもう少し広い権利擁護の捉え方や、防災のことなど、各分科会でも重要な課題として取り上げられているようなことを、地域福祉専門分科会でもしっかりと検討していただきたいというご発言を頂いていたかと思います。それをどうやって具体的に進めるか、といったところで事務局に対しての問いかけだったかと思いますがけれども、いろんな形でまた工夫していただきたいと思います。</p> <p>その他、いかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">【意見等なし】</p>
<p>委員長</p>	<p>ご意見ご質問がなければ、以上で本日の案件を終了いたします。たくさんのご意見をいただき、ありがとうございました。それでは、事務局から事務連絡等があればお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日は、貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>事務局からの事務連絡ですが、次回の本審の開催日時は、現時点では未定であります。年度末あたりでの開催を想定しているところです。</p> <p>開催案内などにつきましては、日程調整も含め、早めに事務局の方からご連絡させていただきますので、よろしく申し上げます。</p> <p>事務局からは以上です。</p>
<p>委員長</p>	<p>それでは、これをもちまして本年度第1回社会福祉審議会（本審）を終了します。</p> <p>皆様お疲れさまでした。</p>